

42.195キロのフルマラソンを、 トップスピードで走り始めた「松本圏域」

長野県松本圏域

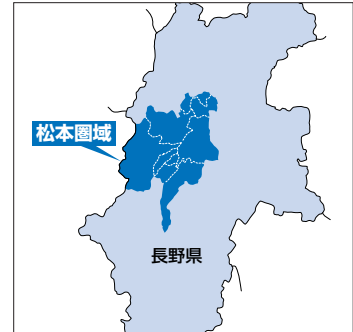
「現役引退後の第二のステージは、
松本平で」

都会の1ターン検索アクセスで、トップをうかがったこともある、松本市を中核とした、安曇野。

北アルプスを望みながら、数多くの美術館が点在し、中央にはミシュラン三ツ星の「松本城」が鎮座する。

松本圏域は、平成の合併で、3市1町5村となり、圏域人口としては、長野県で二番目に大きな、約44万人口を抱える圏域です。

構成市町村	人口
松本市	228,389
塩尻市	68,454
安曇野市	99,734
東筑摩郡波田町	15,191
東筑摩郡麻績村	3,160
東筑摩郡生坂村	2,103
東筑摩郡山形村	8,646
東筑摩郡朝日村	4,941
東筑摩郡筑北村	5,647
合計	436,265



お話し 児玉 典子（松本圏域障害者相談支援体制整備推進アドバイザー：NPO法人 ハートラインまつもと 事務局長）
高羽 優（波田町住民福祉課 主任：松本圏域相談支援体制検討プロジェクト リーダー）
升田 一博（筑北村保健福祉課 主任：松本圏域相談支援体制検討プロジェクト メンバー）
山田 基幸（長野県社会部障害者自立支援課自立支援係 主査）
聞き手 福岡 寿（本事業委員長）

(1) 魅力的な「安曇野」を擁する松本圏域

長野県の「障害福祉自立支援協議会」は圏域毎に設置されており、10の圏域ごとに配置された「障害者総合支援センター」が相談支援の中核となりながら、平成18年度より競うように、「自立支援協議会」を立ち上げてきました。

長野県では、「自立支援協議会」の前身となる「障害福祉圏域調整会議」が、長野県の主導で、平成10年度から圏域毎に立ち上がっており、そのモデルとなる、圏域内の関係市町村の集まりは、平成8年ごろより、「北信圏域」「上小圏域」でスタートしていました。

また、支援費制度スタートの頃には、現在の「自立支援協議会」の、まさに、モデルといえる「長野市障害福祉ネット」が長野圏域でスタートしていました。

こうした形で、長野県においては、地域の福祉に関わる関係機関が定期的集まって、協議を進めていくという、ある種の「文化」が既に醸成されていました。

そうした意味では、「松本圏域」は後発の圏域になります。

しかし、障害者自立支援法がスタートし、平成18年度に、各圏域が先を急ぐように「自立支援協議会」を立ち上げる過程においては、松本圏域の動きは秀逸であり、まさに、満を持しての協議会設置となっています。

(2) 松本圏域の売りと特色

～熱いハートの相談支援センターとエンジンとなる事務局体制

平成15年度より、長野県障害者自立支援課の専門員を5年間兼務させて頂き、県内を動いてきた筆者からみて、平成15年、「コロニー西駒郷」の「地域生活移行」の取り組みを長野県の全県でスタートした当時、松本圏域での反応は、格段俊敏なものとはいえませんでした。

グループホームの設置や相談支援体制、ホームヘルプサービスやレスパイトケアなどの在宅支援サービス等の資源面でも、十分とは言えず、むしろ、「松本圏域に、更に、入所型の施設を県の主導で設置してほしい」と

いう要望が強く寄せられていた状況でした。

松本圏域の動きが活発化したのは、やはり、平成16年秋に全県に配置された、県主導の、「障害者総合支援センター」のもと、コーディネーター、相談支援専門員の動きが顕在化して以降と言えます。

「松本圏域障害者総合支援センター」のコーディネーターたちが、他圏域のコーディネーターと呼応し、地域における相談支援の妙味に気づき、会得して行ったプロセスが、平成18年度「松本障害保健福祉圏域自立支援協議会」立上げの下地となっています。

①「総合支援センター」の圏域内の行脚

「障害者自立支援協議会」の実施主体は、市町村です。

しかし、様々な「協議会」が林立する中、行政主導で、「障害福祉」に関わる「協議会」を積極的に推し進めていくという自治体は稀です。

待っていても、「自立支援協議会」は姿を現しません。

とりわけ、長野県では、前身となる、県主導の「障害福祉圏域調整会議」との兼ね合いから、「自立支援協議会」の立上げをどこが主導するのか、県なのか、市町村なのか、こうした、様子見の風景もありました。

そうした中で、松本圏域では、「障害者総合支援センター」の相談支援専門員が、立上げに向け、圏域内の関係機関・市町村をくまなく回り、その必要性や、協議会のイメージを共有化したり、アンケート調査などを進めた経過があります。

こうした意味では、「障害者総合支援センター」の相談支援専門員の足を使っての動きが、いち早い、「自立支援協議会」スタートにつながったといえます。

そうした背景もあり、当初の部会活動は、圏域の課題を熟知している相談支援専門員が部会長となって、会議をリードしていく形となりました。

②専任体制で、事務局を配置できた

参考資料の「平成20年度松本障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営について」を一覧すると、おびただしい数の部会・会議が開催されています。

「自立支援協議会」「幹事会」「専門部会・プロジェクト」「研修」「センター連絡会議」の会議開催の延べ回数は、年間70回を越えています。

会議に向けての調整・資料作成・議事録の作成等々を含めると、ほぼ、毎日、自立支援協議会運営のための業務が行われていることが推測されます。

こうした動きを日常にしていくためには、事務局機能の充実が必須です。

松本圏域9市町村が、自立支援協議会立上げの際に、予算を持ち寄り、専任の事務局職員を確保したことが、その後の活動のエンジンとなっています。

当初、事務局を市町村持ち寄りで行うか、中核となる松本市に任せるか、様々な議論の中で、「事務局に予算をかけるべき」という結論から、圏域の中核となる法人に事務局運営を委託したことにより、一貫した、継続的協議会運営が可能となりました。

専門部会が様々な取り組みを展開する中で、

- ・ 「精神の就労定着のための本人活動チームの発足」（就労部会）
- ・ 「療育システムの構築と療育センター構想」
- ・ 「官公庁における障害者の就労についての検討」
- ・ 「ケアマネジメント普及事業の提起・実践」
- ・ 「精神居宅介護事業所連絡会の定例化」

等々、様々な検討や提案が具体化していくためには、会議で議論された内容をその場で終わらせることなく、次の展開につなげていく取り組みが必要です。

松本圏域は、そのために、事務局が戦略的に稼動した圏域であるといえます。

③「気軽に普段使いのアドバイザー」としての、児玉アドバイザーの存在

松本圏域の児玉アドバイザーは、あたかも、フルマラソンを全速力で走り続けようとするランナーの伴走者のように、取り組みが前のめりになりかけている時、息が上がりそうな時、取り組みが一点凝視になりかけて、煮詰まりそうな時等、勘所を押さえながら、適切な助言をしたり、水を差し入れたり、次の走る方向を指し示したりという、まさに、アドバイザーとしての調整機能を発揮されています。

資料の「障害者相談支援体制整備推進アドバイザー活動報告書」（8月分）によると、この月は、課長との打ち合わせから、部会会議、プロジェクトチーム会議、様々な連絡会など、実日数で14日のアドバイザーの勤務をしています。

「気軽に普段使いのアドバイザーとして、お使い下さい」という、当初の宣言どおり、様々な場に声がかかり、定例の会議のみならず、相談センターの事例検討会や、虐待などの困難事例についての個別支援会議などにも参加しています。

児玉アドバイザーからのヒアリングでは、相談支援事業を市町村から受託している、「受託法人委員会」で、委託費の値上げが主要課題として提案され、それに対して、市町村が相談業務の費用対効果を見たいと提案し、両者が対峙する場面が一定期間続いた時が、両者の立場を調整したり、こうした議論をより良い方向に向けていくために、もっともエネルギーを費やしたということです。

児玉アドバイザーは、長く、長野県職員として、様々な福祉畑を経験し、数多くのケースワーク業務をこなしてきたという経歴を持っています。県職員退職後は、精神障害者の生活支援としてNPO法人「ハートラインまつもと」の事務局長として活躍しています。

「忙しい時には、『ハートラインまつもと』の業務そっちのけで、アドバイザー業務に専念する月もあった」と話されていました。

当事者・行政・事業所間であって、それぞれの立場や考え、流儀を熟知して相互の調整をし、次の展開を提案できるという点では、アドバイザーとしての資質を議論する時には一つのモデルとなるのではないかと思います。

④市町村との協働の深まりと施策への反映の動き

当初、「障害者総合支援センター」の相談支援専門員が部会のリーダーになる形で、議論を引っ張っていった経過から、現在は、市町村が協議会の議論や提言を生かして、提案を施策化したり、庁内連携を図る動きが顕著になってきています。

レスパイト部会の協議が生かされて、「障害児放課後支援」が事業としてスタートしたり、「移動支援事業」の単価の見直しを、市町村で統一的去うように議論されるなどしています。

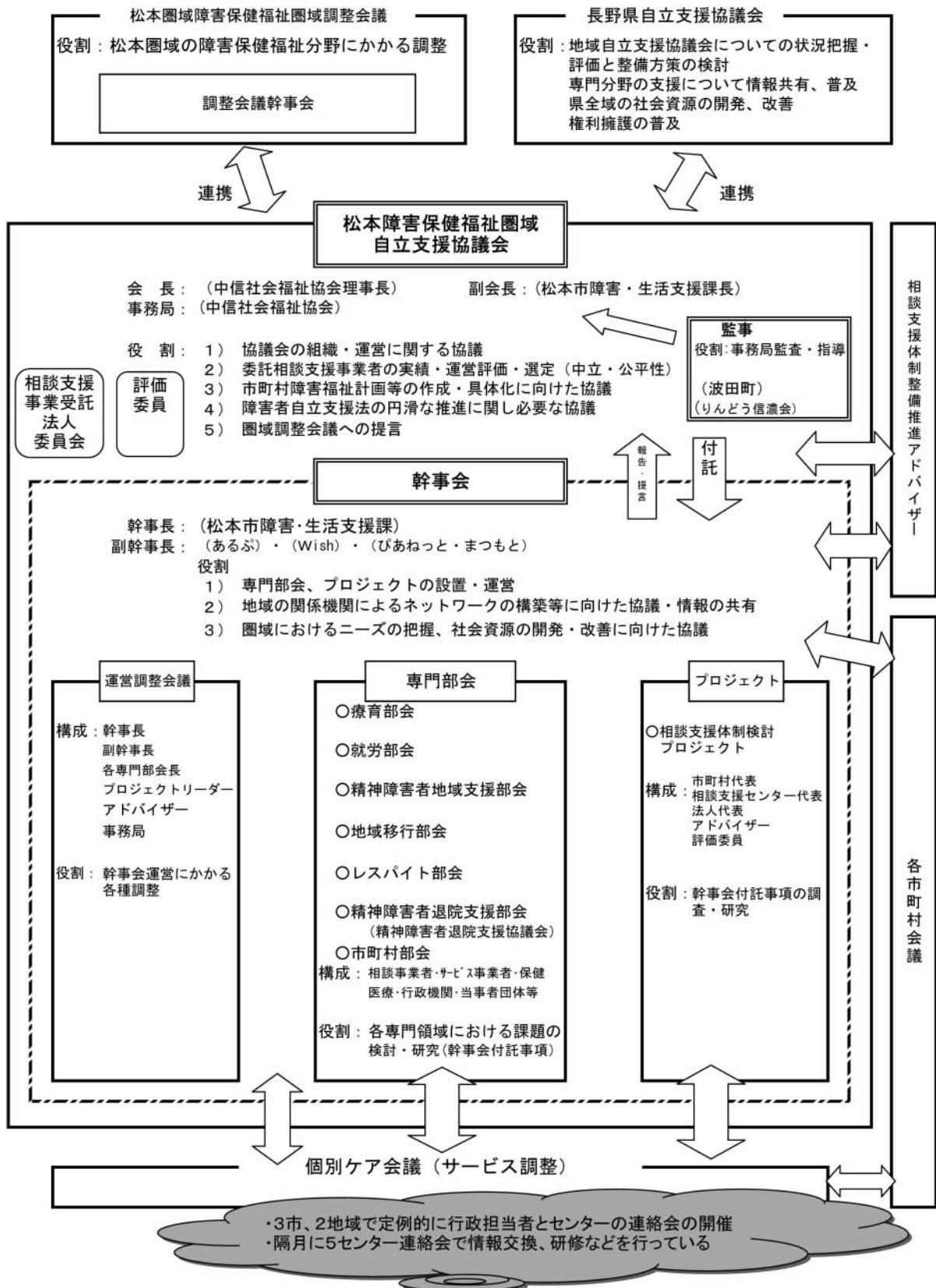
また、松本圏域のある市の担当者の方は、「合併事務と時期が重なる中で、戸惑うことばかりだったが、自立支援協議会を通じて、様々な実情や関係機関との連携が見えてくる中で、当初、お客さんの的であったが、ますます、協議会の重要性がわかってきた、これは、まさに、お見合いからデートへのプロセスに似ている」と話されていました。

また、部会では、先進地視察も取り組み、市町村のバスをチャーターして、神奈川の海老名市や飯田市に療育システムの視察にバスツアーで出かけたり、レスパイト部会では、長野市の取り組みの視察に出向いたり、その際のお礼に、事業所のクッキーなどを持参していくなど、相互の連携や認識がより深まる取り組みをしているということでした。

松本圏域でのヒアリングから、単に、協議会の場で議論することに留まらず、関係機関同士が、活動をともにする中で、育ち、強化されていく連携も多いことを教えてもらいました。

<松本障害保健福祉圏域自立支援協議会イメージ図>

平成20年6月30日



平成20年度松本障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営について

月	自立支援協議会	幹事会（全体）	専門部会・プロジェクト	機能強化事業 受託法人	センター 連絡会議
4				4/16・22 相談支援従事 者初任者研修	4/24 13:30～ (燦メンタルクラブ) 合庁205会議室
5	5/13 受託法人委員会兼 市町村懇談会	5/29 第7回 13:30～ 西駒郷の地域生活移行の現状について 幹事会組織の役員の交替について 相談支援事業のあり方について 部会報告・相談支援センター報告 その他	5/9 相談支援体制検討プロジェクト 5/15 療育部会 5/21 療育部会 アンケート班 5/29 市町村部会 5/31 就労部会 定着支援 T		
6	6/25 協議会 13:30～ 役員の退任について 協議会設置要綱の一部変更について 副会長の選出について 評価委員選出について 受託法人委員会提言書について 幹事会報告・19年度センター巡回評価報告 事務局監査報告 その他		6/19 地域移行部会 アンケート分析チーム		6/26 13:30～ (Wish) 合庁205会議室
7		7/30 第8回 13:30～ 相談支援体制検討プロジェクト報告 移動支援に関する検討事項について 市町村障害福祉計画・障害者計画について 精神障害者地域支援部会への付託内容について (精神障害者退院支援部会報告) 部会報告 相談支援センター報告 その他	7/3 相談支援体制検討プロジェクト 7/4 レスパイト部会 7/14 療育部会 アンケート班 7/16 レスパイト部会 医ケア支援 T 7/16 地域移行部会 アンケート分析 T 7/18 精神障害者退院支援部会 7/23 就労部会 7/24 地域移行部会 7/30 市町村部会		
8	8/5 受託法人委員会		8/6 精神障害者地域支援部会 8/8 療育部会 アンケート班 8/12 就労部会 定着支援 T 8/12 療育部会 提言班 8/19 就労部会 企業開拓 T 8/21 療育部会 8/25 レスパイト部会 自立サポート支援 T 8/27 相談支援体制検討プロジェクト 8/27 就労部会 職業準備チーム 8/28 地域移行部会 アンケート分析 T		8/20 13:30～ (びあねっと) 合庁502会議室
9	9/2 受託法人委員会		9/11 就労部会 定着支援 T 9/12 相談支援体制検討プロジェクト 9/17 地域移行部会 9/17 療育部会 提言班 9/18 精神障害者地域支援部会 ケアマネジメント T 9/19 レスパイト部会 医ケア支援 T 9/26 レスパイト部会 9/30 市町村部会		
10	10/29 第6回協議会 13:30～ 平成21年度の相談支援体制について 塩尻市への支援センターの設置について 受託法人委員会の解散について 平成21年度の代表法人選出方法について 幹事会報告・前期センター巡回評価報告 事務局監査報告 その他	10/16 第9回幹事会 13:30～ ・療育システムの構築と療育センターの 設置について (療育部会) ・定着支援における本人活動について (就労部会) ・精神障害者地域生活支援のためのケア マネジメントの普及について (精神障害者地域支援部会) ・次年度からの相談支援体制について ①圏域委託の変更について ②塩尻市への相談支援センター設置につ いて ・部会報告 相談支援センター報告 その他	10/2 就労部会 10/30 精神障害者地域支援部会 憩いの家 T		10/22 10:00～ (あるぶ) あるぶ
11			11/6 療育部会 11/11 相談支援体制検討プロジェクト 11/18 レスパイト部会 自立サポート支援 T 11/19 精神障害者地域支援部会 援護寮 T 11/27 就労部会 職業準備 T		
12			12/3 精神障害者地域支援部会 12/16 就労部会 12/25 レスパイト部会		12/15 10:00～ (あいあい) 合庁202会議室
1		1/29 第10回幹事会 ・「地域療育システムを構築するための 要望書」について (療育部会) ・「市町村障害福祉計画」について ・幹事会組織のあり方について ①幹事会の運営方法について ②平成21年度からの幹事会構成員について ③平成21年度自立支援協議会のスケジ ュールについて ・部会報告・相談支援センター報告 その他	1/13 就労部会 定着支援 T 1/15 相談支援体制検討プロジェクト 1/20 精神障害者退院支援部会 1/21 精神障害者地域支援部会 援護寮 T		
2	2/10 第7回協議会 会長・副会長・監事選出 次年度の協議会構成員について 次年度の協議会運営予定について 地域療育システムを構築するための県へ の要望書について 障害福祉計画 松本圏域ビジョンについて その他		2/2 就労部会 企業開拓 T 2/4 就労部会 職業準備 T 2/5 療育部会 2/6 精神障害者地域支援部会 憩いの家 T 2/17 相談支援体制検討プロジェクト 2/23 就労部会 2/27 地域移行部会		2/16 10:00～ (燦メンタルクラブ) 合庁203会議室
3			3/4 精神障害者地域支援部会 3/6 レスパイト部会 3/18 相談支援体制検討プロジェクト (予定)		

様式第1号

障害者相談支援体制整備推進アドバイザー活動報告書

担当圏域:松本

アドバイザー氏名:児玉 典子

8月分

日	勤務時間	確認印	活動内容	主な支援のポイント
4日	13時00分～ 15時00分 (2:00)		松本市障害生活支援課長との 打合せ	受託法人委員会からの委託料値上げ要望に 関連して、今後の相談支援事業のあり方につ いて意見交換。特に委託内容、評価方法、市 町村との役割分担などを今後の課題として。 滋賀県の取り組みなどを紹介し、来年度に向 けての課題を提起した。
6日	9時45分～ 12時00分 (2:15)		相談支援センター代表者会議	幹事会での論議も踏まえて、市町村に相談支 援情報を伝え、市町村のニーズに応える体制 整備について協議。Wishより相談支援の状況 を市町村に伝えるフォーマットの提起、相談支 援専門員を中心に8月から実施予定として合 意。 市町村のニーズを理解し、連携してセンター業 務を共有できるよう実務の打合せを行う。
6日	13時00分～ 16時00分 (3:00)		精神障害者地域支援部会	居宅介護事業所連絡会、就労支援事業所連 絡会が独自に課題論議を進める体制が整って 来た為、今年度は、①援護寮の役割について ②サービス利用計画と精神障害者支援のケア マネの定着のためにシステムの検討の2課題 に取り組むことになった。
8日	9時30分～ 12時30分 (3:00)		退院支援事業打合せ	中心エリアが二人体制になり3ヶ月、退院支援 ケースが多くなる中で、Coのエリア全体の把 握と効果的な取り組み、退院支援の基本的な 取り組み方、シンボなどについて打合せ、諏訪 アドバイザーも交えて協議。地域担当、相談受 理後のケア会議の進め方などについても提 起。
8日	15時30分～ 18時30分 (3:00)		療育部会アンケートチーム会	圏域全体で約90の回答があった療育センター に期待する意見をまとめた。地域の期待は大 きく、発達障害児への支援と重症児の支援が あり、療育相談のセンターが必要ということが 浮き彫りになった。療育部会にてセンター構 想と合わせて活用することを確認。
12日	9時30分～ 12時30分 (3:00)		圏域南部3町村連絡会	前回の連絡会において児童館が発達障害児 の受入に難色を示していることが問題とされ たことを受けて取り組み方について協議。児童館 の現場に入りスタッフの相談に乗りながら3町 村の合同研修会を目標に療育Coが対応して いくことなど方針を決めた。

日	勤務時間	確認印	活動内容	主な支援のポイント
12日	13時00分～ 15時30分まで (2:30)		就労支援部会 定着支援チーム会議	精神を中心にした就労定着支援のための3回の活動を総括し、来年度にむけて施策提言を検討した。活動は、徐々に着実に成果をあげて来ている。スタッフ体制、専門職の配置などを計画し、予算も含めた施策を次回幹事会までに提言とする予定。
12日	17時45分～ 21時15分 (3:30)		療育部会提言チーム会議	提言チームは行政(松本市安曇野市)と療育C○、こども病院医師、スタッフなど。療育センターの実現にむけて具体化の論議と圏域内の療育センター構想をまとめた。2市がどのように施策化するか、県の役割は何かなどが重要。
20日	9時30分～ 12時00分 (2:30)		相談支援センター連絡会議	サービス利用計画の実際について研修。サービス利用計画を作成しているC○より実践例の報告。センター連絡会の担当者の準備不足のため内容は不十分。後半はアドバイザーとして会議を引っ張ることになる。
20日	15時00分～ 17時30分 (2:30)		精神障害者地域支援部会 就労支援事業所部会	自立支援法による移行が全体をして進んでいない。また、事業所格差もあるが、移行計画も具体化されていない。精神の就労支援についても「精神の人は楽がいい、お金はほしい」と否定的に捉える意見も見られ、現場で精神障害に人に理解がまだまだ進んでいないことも見られた。働きたいという想いをどのように受け止め、どんな支援を準備すべきかなどについて更なる論議をすすめるよう助言。
21日	13時00分～ 16時00分 (3:00)		療育部会	療育センターにかかわる地域のニーズを把握するアンケート、療育センター設置にむけて具体的な提言という二つの課題を取り組んだチームからのまとめを論議した。特に設置にむけての構想のまとめをコーディネーターと行う。県の役割を期待する声が寄せられたが、県は療育に対する施策方針が曖昧。圏域として県にも提言、要望を上げていくことになるだろう。
27日	9時30分～ 12時00分 (2:30)		相談支援体制 検討プロジェクト会議	来年度にむけて塩尻市にセンター設置を具体化した。びあねつとのセンターとしての役割返上の提案を受け協議。ピアカウンセリングの業務の進め方にも問題提起。相談センターの相談力、職員の資質などの課題もあり、センター全体が力をつけていく論議が必要。
27日	14時00分～ 15時00分 (1:00)		精神障害者居宅介護事業所 連絡会	精神障害の方のヘルパー事業所がケアマネ担当者がいることで支援体制が効果を挙げている事例を中心に検討。退院前の病院のアセスメントの充実、市町村の担当者によるサービス利用計画の作成など浮き彫りになった。他に利用キャンセルの多い精神障害者の場合事業所はどのように取り組んだらいいかも協議。
28日	9時30分～ 12時30分 (3:00)		地域移行部会 アンケートチーム会議	地域生活移行のニーズ把握として取り組まれたアンケートのまとめを行う。地域生活をイメージできる情報を持っている障害者とそうでない障害者の層の二極がある。福祉計画に反映させるためまとめを協議会に提出準備する。

窓口一覧

相談支援センター	住所	電話	FAX	メールアドレス
① 松本圏域障害者相談支援センター あいあい	松本市刈谷町159-1	64-1161	64-4400	center-aii@yymm.plala.or.jp
② 松本圏域障害者相談支援センター あるぶ	安曇野市豊科4109-1	73-4664	73-2265	alp@violet.plala.or.jp
③ 松本圏域障害者相談支援センター Wish	松本市双葉4-8	26-1313	26-2345	wish@po.mcci.or.jp
④ 松本圏域障害者相談支援センター 燐メンタルクラブ	松本市城西11-2	39-4624	39-4625	sun@shironishi.or.jp
⑤ 松本圏域障害者相談支援センター びあねつ・まつもと	松本市双葉4-16 松本市総合社会福祉センター1階	27-7211	29-5020	planet21@avis.ne.jp

松本圏域 地域で いきいき

障害者相談支援のごまんない

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会
【事務局】〒390-1702 松本市神川村2288-3 中楯社会福祉協会内
電話：0263-78-7203 FAX：0263-78-7204
e-mail: kyougikai@comet.ocn.ne.jp
URL: http://www.jiritsusienkyougikai.or.jp

行政機関(県)	住所	電話	FAX	行政機関(市町村)	住所	電話	FAX
① 松本(第1)福祉事務所	松本市品川1001	40-1913	40-1909	① 松本市 障害・生活支援課	松本市品川1001	40-1913	40-1909
② 松本保健所	松本市品川1001	40-1938	47-9229	② 松本市 障害・生活支援課	松本市品川1001	40-1913	40-1909
③ 松本保健所 安曇野支所	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	③ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原4001	77-3111	77-6090
行政機関(市町村)				④ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑤ 松本市 障害・生活支援課	松本市品川1001	40-1913	40-1909	⑤ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑥ 松本市 健康福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑥ 松本市 健康福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑦ 安曇野市 健康福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229	⑦ 安曇野市 健康福祉課	松本市品川1001	40-1938	47-9229
⑧ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑧ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑨ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑨ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑩ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑩ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑪ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑪ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑫ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑫ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑬ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑬ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑭ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑭ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑮ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑮ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑯ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑯ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑰ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑰ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑱ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑱ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑲ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑲ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900
⑳ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市豊科490-1	72-2325	72-0730	⑳ 安曇野市 市民福祉課	安曇野市上野原1100-1	73-3104	72-4900

障害者相談支援事業のごまんない

●相談は無料です。
●個人の秘密は守ります。

わたしたちがお手伝いします。

障害者相談支援センター

総合相談支援

はしらの相談・サービスのつなぎ役
・相談支援専門員
(あいあい あるぶ Wish 燐メンタルクラブ びあねつ・まつもと)

生活支援・居住支援

・生活支援ワーカー(あるぶ)
・生活支援ワーカー(Wish)
・居住支援員(Wish)

一人暮らししたい!!

仕事をしたい
うまく働きつづけたい

自分らしく暮らしたい

お金の使いすぎでしまう

健康管理が心配!

退院後の暮らし、いろいろ...

福祉サービス
のことが知りたい

健康相談

障害年金って?

療育

・療育コーディネーター(あるぶ)
・療育コーディネーター(Wish)

子どもの成長や将来が不安

仲間のことがほしい

自分のことがわかってほしい

ピアカウンセリング

・ピアカウンセラー(びあねつ・まつもと)

相談の流れ

相談したいこと
不安なこと...

相談員があなたの話を聞きながら。

市町村・病院など、関係機関と連携をとりながら、チームで支援を行います。

各種手続きや分からないこと、不安なこと。一緒に考え、解決するお手伝いをします。

相談支援センター
ハローワーク
保健所
学校
地域
市町村役場
病院
学校
保健所
会社
福祉施設

あなたが
安心できるまで、支援を続けます。